

フラダンスの振付けに関する著作権（上演権）侵害の成否

－大阪地方裁判所平成30年9月20日判決－
－平成27年（ワ）第2570号 著作権侵害差止等請求事件－

知的財産事例研究会
弁護士 平野 和宏

本件において、原告は、被告が準委任契約（平成26年秋に開催するワークショップ等において被告等の会員に対してフラダンス等の指導を行うことを内容とするもの）を原告に不利な時期に解除したと主張して、被告に対し、民法656条、651条2項本文に基づく損害賠償請求もしているが、本稿においては、フラダンスの振付けに関する著作権（上演権）侵害に係る請求に関する問題についてのみ検討する。

第1 事案の概要

1 前提事実

(1) 当事者等

ハワイに在住するクムフラ（フラダンスの師匠ないし指導者）である原告は、従前、フラダンス教室事業を営む被告（ハワイ音楽を通じたフラダンスの教授、イベントの企画、開催等を行う会社）と契約を締結し、被告ないし被告が実質的に運営する九州ハワイアン協会（以下「KHA」という。）やその会員（KHAの会員は被告の会員であるともいえる。）に対するフラダンス等の指導助言を、KHAの本部教室及び所属のインストラクターが開いた教室において行っていたが、両者の契約関係は解消された。

有限会社中四国ハワイアン協会（以下「本件別会社」という。）は、中四国ハワイアン協会（以下「CSHA」という。）を実質的に運営して、フラダンス教室の運営事業を行う会社であり、被告とは、規約等を記載した手帳を共同発行するなど密接な関係にある。

(2) 原告と被告との契約関係（著作権侵害に係る請求に関するものに限る。）

原告は、昭和63年頃、被告の前代表者（以下「被告前代表者」という。）から、フラダンスの指導を依頼され、以来、KHAの会員に対し、自ら振り付けたフラダンス及びタヒチアンダンスの指導等を行うなどし、遅くとも平成21年末までには、被告との間で、月額1000アメリカドル（以下単に「ドル」という。）の報酬で、少なくとも被告から求められれば被告ないしKHAやそ

の会員に対してフラダンスの指導助言を行うことを内容とするコンサルティング契約（以下「本件コンサルティング契約」という。）を締結していた。

また、原告は、被告との間で、本件コンサルティング契約とは別に、KHAの会員に対し、KHAが年間3回ないし4回程度九州・中国地方の各都市で開催するワークショップ等において、フラダンス及びタヒチアンダンスの直接指導を行う準委任契約をその都度契約し、別途の報酬の支払を受けてきた。

原告は、これらの指導を行うに当たり、日本でKPDA（カプ・ポリネシアン・ダンス・アカデミー）という団体を組織し、KPDAがKHAと提携するという形をとっていた。

また、原告は、CSHAとも上記と同様の関係にあり、ワークショップ等については、CSHAは、KHAが九州地方の各都市でワークショップ等を開催するのと同時期に、中国・四国地方の各都市で同じカリキュラムのワークショップ等を開催しており、原告は、CSHAの会員に対し、CSHAが開催するワークショップ等においても、フラダンス及びタヒチアンダンスの指導等を行うなどしてきた。

(3) 原告によるフラダンスの本件各振付けの作成及び本件各楽曲の作詞作曲とKHAでの上演及び演奏

フラダンスはハワイの民族舞踊であり、その振付けはハンドモーションとステップから構成されている。

原告は、遅くとも平成26年1月までに、別紙楽曲目録（略）記載の各楽曲（以下、これらを総称して「本件各楽曲」という。）を作詞作曲するとともに、それら又は他者が作詞作曲した楽曲について、フラダンスの振付けである別紙振付け目録（略）記載の各振付け（以下、番号に従って「本件振付け1」のようにいい、これらを総称して「本件各振付け」という。）を作り、それ以降、KHAの会員に対してそれらの振付けを指導助言し、KHAの会員は、本件各振付けを、原告から直接指導を受けるワークショップのほか、ホイケ（フラフェスティバル）、フラパーティー及びコンペティションと呼ばれるKHA主催のイベントで上演したり、これらのイベントに参加するための練習として教室で上演したりすることがあり、その際に本件各楽曲が演奏されることがあった。

本件各楽曲及び本件振付け1ないし4（以下「本件振付け1等」という。）は、原告が著作権を有する著作物であり、被告もこれを認めている。これに対し、本件振付け6、11、13、15ないし17（以下「本件振付け6等」という。）が著作物性を有するか否かについては争いがある。

(4) 原告と被告の契約関係の解消

原告は、平成26年6月頃、被告に対し、被告との契約関係を解消する意向を示し、被告がこれを受け入れたことから、本件コンサルティング契約は同年10月31日をもって終了した。原告は、被告との契約関係の解消に当たり、以後は自ら作ったフラダンスの振付けをKHAの会員が上演することを禁止する意向を示したが、被告は、契約関係解消後も原告が作った振付けを使用することができると思ったことから、同年11月1日以降も、少なくとも、本件各振付けのうち本件振付け6等をホイケ等において使用することがあった（なお、同日以降に被告が本件振付け1等を使用し、本件各楽曲を演奏することがあったか否かについては、争いがある。）。

2 請求の要旨

本件は、原告が、被告に対して、著作権侵害に係る請求としては、以下の請求をする事案である。

(1) 原告は、被告が、被告の会員に対してフラダンスを指導し、又はフラダンスを上演する各施

設において、本件各振付けを被告代表者自らが上演し、会員等に上演させる行為が、原告が有する本件各振付けについての著作権（上演権）を侵害すると主張して、被告に対し、著作権法112条1項に基づき、本件各振付けの上演の差止めを請求する（第1の1）。

(2) 原告は、被告が、被告の会員に対してフラダンスを指導し、又はフラダンスを上演する各施設において、本件各楽曲を演奏する行為が、原告が有する本件各楽曲についての著作権を侵害すると主張して、被告に対し、著作権法112条1項に基づき、本件各楽曲の演奏の差止めを請求する（第1の2項）。

(3) 原告は、被告が、本件各振付けを上演し又は被告の会員等に上演させた行為（上記(1)）及び本件各楽曲を演奏した行為（上記(2)）が、原告の著作権を侵害すると主張して、被告に対し、不法行為に基づき、平成26年11月から平成29年10月までの損害賠償金642万2464円（使用許諾料相当額409万2120円及び弁護士費用233万0344円）の一部として250万3440円及びこれに対する不法行為の後の日である平成29年11月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求する（第1の3項）。

第2 争点

著作権侵害に係る請求（第1の1項ないし3項）関係の争点は以下のとおりである。

（各請求に共通の争点）

1 本件振付け6等の著作物性（争点1）

2 本件各振付けの著作権の譲渡又は永久使用許諾の有無（争点2）

（差止請求に固有の争点）

3 被告が本件各楽曲を演奏し、本件各振付けを上演し又は上演させるおそれの有無（争点3）

（損害賠償請求に固有の争点）

4 被告による本件各楽曲及び本件振付け1等に係る著作権侵害行為の有無（争点4）

5 被告の故意又は過失の有無（争点5）

6 原告の損害額（争点6）

第3 裁判所の判断

1 争点1（本件振付け6等の著作物性）について

本判決は、著作権法10条1項3号が「舞踊の著作物」を著作物の例示として挙げ、公衆に直接見せることを目的として上演する権利（上演権）が著作権の支分権として定められているところ（同法22条）、フラダンスの著作物性について、以下のとおり判示した（(4)を除き証拠略。また、下線は筆者が付した。）。

(1) フラダンスの特徴について

本判決は、「ハワイの民族舞踊であるフラダンスの特殊性は、楽曲の意味をハンドモーション等を用いて表現することにあり、フラダンスの入門書においても、フラは歌詞をボディランゲージで表現するとか、ハンドモーションで歌詞の意味を表現し、ステップでリズムをとりながら流れを作るといのがフラの基本であるとされている。すなわち、フラダンスの振付けは、ハンドモーションとステップから構成されるところ、このうちハンドモーションについては、特定の言葉に対応する動作（一つとは限らない）が決まっております、このことから、入門書では、フラでは手の動きには一つ一つ意味があるとか、ハンドモーションはいわば手話のようなもので、手を中